

香港特別行政區

2007 年第 10 號條例



行政長官

曾蔭權

2007 年 5 月 31 日

本條例旨在修訂《稅務條例》及訂定條文，以實施政府就 2007 至 2008 財政年度提出的財政預算案中的某些建議。

[2007 年 6 月 1 日]

由立法會制定。

1. 簡稱

本條例可引稱為《2007 年收入條例》。

2. 適用範圍

(1) 除第 (2) 款另有規定外，本條例就自 2007 年 4 月 1 日開始的課稅年度及以後的各課稅年度而適用。

(2) 第 3 及 5 條就自 2006 年 4 月 1 日開始的課稅年度而適用。

《稅務條例》

3. 薪俸稅的計算

《稅務條例》(第 112 章) 第 13 條現予修訂，加入——

“(3) 儘管有第 (1) 及 (2) 款的規定，根據本條就自 2006 年 4 月 1 日開始的課稅年度徵收的薪俸稅的款額，須扣減相等於以下數目的款額——

(a) 根據第 (1) 款 (與第 (2) 款一併理解) 計算的稅款額的 50%；或

(b) \$15,000，

兩者以數額較小者為準。”。

4. 子女免稅額

第 31 條現予修訂，加入——

“(1A) 根據第 (1) 款就某名子女給予的子女免稅額在該子女出生的課稅年度須予調高，幅度為訂明款額。”。

5. 課稅率

(1) 第 43 條現予修訂，加入——

“(1B) 儘管有第 (1) 及 (1A) 款的規定，就自 2006 年 4 月 1 日開始的課稅年度而言，根據第 (1) 款 (與第 (1A) 款一併理解) 課稅的稅款額，須扣減相等於以下數目的款額——

(a) 根據第 (1) 款 (與第 (1A) 款一併理解) 計算的稅款額的 50% ；
或

(b) \$15,000 ，

兩者以數額較小者為準。”。

(2) 第 43(2B) 條現予修訂，在“任何稅款”之後加入“(就自 2006 年 4 月 1 日開始的課稅年度而言，指經根據第 (1B) 款扣減的稅款)”。

6. 稅率

(1) 附表 2 現予修訂，在副標題“2006/07 課稅年度及其後的每個課稅年度”中，廢除“及其後的每個課稅年度”。

(2) 附表 2 現予修訂，在末處加入——

“2007/08 課稅年度及其後
的每個課稅年度

第 2 欄

第 3 欄

(a) 最初的 \$35,000	2%
(b) 其次的 \$35,000	7%
(c) 其次的 \$35,000	12%
(d) 餘額	17%”。

7. 個人進修開支扣除額

附表 3A 現予修訂，廢除第 4 項而代以——

- “4. 2001/02 至 2006/07 期間的各個課稅年度 \$40,000
 (包括首尾兩個課稅年度在內)
 5. 2007/08 課稅年度及其後的每個課稅年度 \$60,000”。

8. 免稅額

(1) 附表 4 現予修訂，廢除“2005/06 課稅年度及其後的每個課稅年度”而代以“2005/06 及 2006/07 兩個課稅年度”。

(2) 附表 4 現予修訂，在末處加入——

“2007/08 課稅年度及其後
 的每個課稅年度

第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明款額)
1. 第 28 條 (基本免稅額)	\$100,000
2. 第 29 條 (已婚人士免稅額)	\$200,000
3. 第 30 條 (供養父母免稅額)——	
(a) 第 (3)(a) 款	\$ 30,000
(b) 第 (3)(b) 款	\$ 30,000
(c) 第 (3A)(a) 款	\$ 15,000
(d) 第 (3A)(b) 款	\$ 15,000
(e) 第 (4)(a) 款	\$ 12,000
4. 第 30A 條 (供養祖父母或外祖父母免稅額)——	
(a) 第 (3)(a) 款	\$ 30,000
(b) 第 (3)(b) 款	\$ 30,000
(c) 第 (3A)(a) 款	\$ 15,000
(d) 第 (3A)(b) 款	\$ 15,000
(e) 第 (4)(a) 款	\$ 12,000
5. 第 30B(1) 條 (供養兄弟姊妹免稅額)	\$ 30,000
6. 第 31 條 (子女免稅額)——	
(a) 第 (1) 款	每名子女 \$50,000

第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明款額)
(b) 第 (1A) 款	每名子女 \$50,000
(c) 第 (5) 款 (就第 (1) 款而言)	\$450,000
(d) 第 (5) 款 (就第 (1A) 款而言)	\$450,000
7. 第 31A(1) 條 (傷殘受養人免稅額)	\$ 60,000
8. 第 32(1) 條 (單親免稅額)	\$100,000”。

9. 過渡性條文

(1) 為施行《稅務條例》(第 112 章)第 63C(1) 條，於計算任何人在上一課稅年度的應課稅入息實額，以確定自 2007 年 4 月 1 日開始的課稅年度的暫繳薪俸稅時——

- (a) 該條例第 12B(1)(b) 條中對“根據第 V 部准許該人獲得的免稅額”的提述；及
- (b) 該條例第 12B(2)(b) 條中對“根據第 V 部准許該人與其配偶獲得的免稅額”的提述，

須解釋為意指根據經本條例修訂的該條例第 V 部，在自 2007 年 4 月 1 日開始的課稅年度可給予該人的該等免稅額。

(2) 就根據《稅務條例》(第 112 章)第 63E(1) 條提出的緩繳自 2007 年 4 月 1 日開始的課稅年度的暫繳薪俸稅申請而言，該條例第 63E(2)(a) 條中對“該課稅年度的上一年度所得的應課稅入息實額”的提述，或該條例第 63E(2)(b) 條中對“該課稅年度的上一年度其應課稅入息實額”的提述，須解釋為意指按照第 (1) 款計算的上一課稅年度的應課稅入息實額。